

ないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱さない試料）

6-4 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えることなく採取することを目的とする。

6-5 試料採取

1. 採取位置は、特記仕様書等又は調査職員の指示によるものとする。
2. 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に調査職員の承認を受けなければならない。
3. 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取方法は地盤工学会基準JGS 1221「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
4. デニソン型サンプラーによる採取は、土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。
その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

第7章 解析等調査業務

7-1 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

7-2 業務内容

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

1. 既存資料の収集・現地調査
 - (1) 関係文献等の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地踏査
2. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 資料の観察
 - (4) ポーリング柱状図の作成
3. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の判定

(2) 土質又は地質断面図の作成。なお、断面図等は着色するものとする。

4. 総合解析とりまとめ

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討。
- (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定。
- (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定。
- (4) 地盤の透水性の検討。(現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)
- (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討。(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式適用に関する一般的な比較検討)
- (6) 設計・施工上の留意点の検討。(特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)

7-3 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、土質又は地質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 概要

8-1 目的

物理探査（地表探査法）は、地震波、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地下の地質構造、地層の物理性等を調査、検討するものである。

第2節 弹性波探査

8-2 調査方法

1. 探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、特記仕様書等による。
2. 探査に先立ち測線全線を踏査する等地質構造の概略を察知しておかなければならない。
3. 探査方法は原則として屈折法とし、受振点間隔は5mを標準とする。
4. 爆発点の間隔は、仕様書等によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるようにしなければならない。又、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
5. 弹性波探査装置は、原則として24成分のものを使用するものとする。
6. 測線の両端、爆発点及び測点には、木杭等により位置を明示し、かつ、亡失しないよう努めなければならない。
7. 観測の前に計器の調整、ビックアップの固定、爆発符号の確認を行うものとする。
8. 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させるものとする。
9. 観測は、必ず往復観測とするものとする。